

独立行政法人農業者年金基金平成29年度計画



独立行政法人農業者年金基金の第3期中期目標・中期計画・平成29年度計画

<p>中期目標</p>	<p>中期計画</p>	<p>平成29年度計画</p>
<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱 化や経済のグローバル化が進展する中、我が国の農業が今 後とも健全に発展していくためには、農業の構造改革を進 めていくことが必要である。特に、我が国農業の生産力を 維持・向上させるには、担い手への農地の利用集積の加速 化とともに、青年新規就農者の増加等による意欲ある担い 手の確保が不可欠となっている。若い農業者等の確保は、 喫緊の課題である。</p> <p>農業者年金制度は、このような農業の担い手が、他産業 とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農 活に取り組むことができるよう、農業者に国民年金の老後生 活に安心を持てるよう、農業者の老後生活の安定及び福祉の 向上を図るとともに、農業者の確保を図ることを目的とし たものである。</p> <p>このため、農業者年金の実施主体である独立行政法人農 業者年金基金(以下「基金」という。)においては、上記 の農業者年金制度の趣旨と目的を踏まえ、国民の期待と信 頼に応えるため、被保険者資格の適正な管理、適切な年金 給付、年金資産の安全かつ効率的な運用等の農業者年金業 務に取り組み、意欲ある若い農業者等の確保に向け、業務 受託機関と一体となった制度の普及推進に努め、以下に掲 げる中期目標を達成するものとする。</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化などによる生産構造のぜい弱 化や経済のグローバル化が進展する中、我が国農業の生産力を維持・向上させる には、担い手への農地の利用集積の加速化とともに、青年新規就農者 の増加等による意欲ある担い手の確保が不可欠であり、若い農業者等 の確保は、喫緊の課題となっている。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、農業の 担い手が、他産業とそん色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持っ て農業に取り組むことができるよう、国民年金の上乗せとして、老後生活に 安心を持てるよう、国民年金の上乗せとして農業者年金の給付を行う ことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、 農業者の確保に資することを目的としている。</p> <p>基金は、この目的を果たし、国民の期待と信頼に応えるため、被保 険者資格の適正な管理、適切な年金給付、年金資産の安全かつ効率的 な運用等、農業者年金業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、 意欲ある若い農業者等の確保に向け、業務受託機関と一体となつた制 度の普及推進に取り組み、中期目標を達成することとする。</p> <p>以上を踏まえ、基金は、以下に掲げる内容の中期計画(平成25年度 ～平成29年度)を確実に遂行する。</p>	

<p>第1 中期目標の期間 基金の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 運営経費の抑制等</p>	<p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く)については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費(業務委託費)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等</p>
<p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く)については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費(業務委託費)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。</p>	<p>(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く)については、マイナナンバー(社会保障・税番号)制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、今期中期計画期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の一般管理費を管理します。</p>	<p>(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く)については、マイナナンバー(社会保障・税番号)制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、今期中期計画期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の一般管理費を管理します。</p>
<p>人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費を除く)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>(2) 人件費の削減等 人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>(2) 人件費の削減等 人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>
<p>(2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数)が、中期目標期間において、毎年度、100を上回るこ とがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数)について、中期目標期間において、毎年度、100を上回るこ とがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、必要に応じて給与規程の見直しを行うなど、平成29年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数)について100を上回らないものとし、また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。</p>
<p>(3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、次にその適正化を推進します。 ① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企</p>

<p>契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募の改善策が適正か検証する。</p> <p>また、一般競争入札等に付すことが適当でないと思われられる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募の改善策が適正か検証する。</p> <p>また、一般競争入札等に付すことが適当でないと思われられる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善策が適正か検証します。</p> <p>③ 契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>④ 一般競争入札等に付すことが適当でないと思われられる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>ア 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。</p> <p>イ 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。</p>
<p>2 業務運営の効率化</p> <p>事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。</p> <p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過剰の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類の簡素化を図る。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進(アクセス件数の増加)等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p> <p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過剰の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、加入者や業務受託機関からの要望や前年度の検証結果等を踏まえ、事務書類について必要に応じて見直します。</p> <p>(2) 農業者年金記録管理システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図るため、農業者年金記録管理システムの利用を促進する。 このため、年度始めに基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、都道府県主催のシステム操作研修会で利用上のメリットを説明するなどとして、アクセス件数が現行システムに移行してからの過去3年間の平均を上回るようにします。</p> <p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 農業者年金記録管理システムについては、マイナンバー(社会保障・税番号)制度への対応等のための開発を平成29年度中に行うなど、情報連携に向けた取組を行います。</p>

<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>(1) 常勤職員数については、中期目標期初の75人から74人とし、業務量を踏まえつつ引き続き適正な配置を行います。</p>	<p>(1) 常勤職員数については、中期目標期初の75人から74人とし、業務量を踏まえつつ引き続き適正な配置を行います。</p>	<p>(1) 常勤職員数については、中期目標期初の75人から74人とし、業務量を踏まえつつ引き続き適正な配置を行います。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。</p>	<p>(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。</p>	<p>(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員数の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。</p>	<p>(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員数の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。</p>	<p>(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員数の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>(1) 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定額(一律定額)の配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>(2) 新規加入者数に格差を設定する。</p>	<p>(1) 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定額(一律定額)の配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>(2) 新規加入者数に格差を設定する。</p>	<p>(1) 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定額(一律定額)の配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>(2) 新規加入者数に格差を設定する。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>(1) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の見直し</p> <p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し</p> <p>市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活発化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を導入する等の見直しを行います。</p>	<p>(1) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の見直し</p> <p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し</p> <p>市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活発化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を導入する等の見直しを行います。</p>	<p>(1) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の見直し</p> <p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し</p> <p>市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活発化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を導入する等の見直しを行います。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>(1) 業務受託機関の業務委託費の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>(1) 業務受託機関の業務委託費の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>(1) 業務受託機関の業務委託費の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>

<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p> <p>(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施します。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。 なお、研修終了後に理解度テストを実施します。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。</p> <p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 年度当初に業務担当者会議を実施し、適正な業務の遂行のために必要な事項について周知するとともに、当該年度に基金と業務受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 都道府県段階の業務受託機関の新任担当者等の実務担当者を対象として、市町村段階の業務受託機関を適切に指導できるよう、年度当初に業務研修会を実施します。研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、研修項目について、新任者向けの内容と実務経験者向けの内容を体系的に構成するとともに、例題と答え合わせと解説を含めて研修を行うなどの工夫を行います。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期と翌年度に向けた課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようワークショップを単位とした担当者会議を開催します。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合） 都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として新任担当者等の実務担当者研修会を実施するよう指導するとともに、市町村段階の業務受託機関の担当者に対しても、①イと同様、研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、研修の中で例題と答え合わせと解説等の工夫を行うよう指導します。</p> <p>③ 平成27年度において、会計検査院から受けた指摘により事</p>
<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p> <p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。 ① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役員等の派遣を行う。</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p> <p>(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p> <p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 年度当初に業務担当者会議を実施し、適正な業務の遂行のために必要な事項について周知するとともに、当該年度に基金と業務受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 都道府県段階の業務受託機関の新任担当者等の実務担当者を対象として、市町村段階の業務受託機関を適切に指導できるよう、年度当初に業務研修会を実施します。研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、研修項目について、新任者向けの内容と実務経験者向けの内容を体系的に構成するとともに、例題と答え合わせと解説を含めて研修を行うなどの工夫を行います。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期と翌年度に向けた課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようワークショップを単位とした担当者会議を開催します。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合） 都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、市町村段階の業務受託機関の担当者に対しても、①イと同様、研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、研修の中で例題と答え合わせと解説等の工夫を行うよう指導します。</p> <p>③ 平成27年度において、会計検査院から受けた指摘により事</p>

<p>務手続きを変更した経営移譲年金関係の業務については、市町村段階の業務受託機関で適切に処理できるよう、①の業務研修会における工夫に加えて、都道府県段階の業務受託機関の担当者が新任者である都道府県を中心に、市町村段階業務受託機関向け研修会にも基金職員を派遣し、引き続き事務処理の適正な実施の徹底を図ります。</p>	<p>6 内部統制の充実・強化</p>	<p>6 内部統制の充実・強化</p>
<p>(1) 「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)に基づき、前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組めます。</p>	<p>(1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定する。</p>	<p>(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。</p>
<p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」により、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を指示し、その周知を図ります。また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成28年度計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行います。</p>	<p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>(2) リスク管理の徹底 平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p>
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。 ① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の防止策等に関する審議を行うとともに、コンプライアンス研修を実施します。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。 ② リスク管理の徹底 外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。 ① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。 ② リスク管理の徹底 平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p>	<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制(リスク管理委員会)を整備する。</p>
<p>③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p>③ 内部監査の実施 基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>



<p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求める運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況及び平成28年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成30年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理に対する効果的・効率的・効果的に行われるよう、平成25年度から毎年度240程度（業務受託機関の約1割）の業務受託機関に対し計画的に実施する。 また、審査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。</p> <p>さらに、審査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底を図る。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しての審査指導については、委託業務が適正かつ効果的・効率的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 毎年度240程度の業務受託機関に対し審査指導を計画的に実施する。また、審査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。 ② 審査指導により把握した事例や注意すべき課題等の審査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底を図る。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しての審査指導については、委託業務が適正かつ効果的・効率的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 審査指導・効果的に行われるよう、以下の取組を実施します。 ② 審査指導を実施する業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、200機関程度を選定し、12月までに審査指導を行います。審査指導においては、業務受託機関における通知等に即した事務処理の実施状況等を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。 ③ 前年度の審査指導により把握した事例や会計検査院の指摘事項のほか、注意すべき課題等の審査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明し、研修会等を通じて周知徹底を図るなど、審査指導の効果の浸透を図ります。</p>
<p>(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策について、以下の取組を実施する。 ① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の情報セキュリティの確保に関する規程の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。 ② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策 ① 平成28年度に制定した「農業者年金基金情報セキュリティポリシー(仮称)」に基づく取組状況について確認を行うとともに、政府機関統一基準群等が改正になった場合には、これを参考に、見直しを行います。 また、CSIRTの適切な運用、標的型訓練の実施、セキュリティ研修などを実施します。 ② 農林水産省からのシステム脆弱性等の情報提供等について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況を報告します。 また、業務受託機関での事案を含むシステム及び個人情報報告に関し事故・障害等が発生した場合、農林水産省までの報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業者年金事業</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 農業者年金事業</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 農業者年金事業</p>

<p>(1) 年金給付業務の適切な執行等</p> <p>被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。</p>	<p>農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な農業者年金の給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を年2回（4月と10月）行います。 また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>
<p>(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p>
<p>(3) 加入申込み手続に関する標準処理期間の短縮化 加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの利用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であつても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。 また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p> <p>② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であつても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。 ③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービス向上を図る。 (参考：標準処理期間) 平成26年度 ・加入申出書 60日以内 ・年金裁定請求書 90日以内 平成26年度以降 (新システム運用開始後) ・加入申出書 30日以内 ・年金裁定請求書 60日以内</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理を迅速に行うとともに、申出書等の処理状況の調査を毎年2回（8月及び2月）行い、その結果を翌月（9月及び3月）に公表します。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。</p> <p>② 標準処理期間（加入申込みは30日、年金裁定請求は60日）に合わせ迅速な処理を行います。</p> <p>③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%（前期中期計画5ヶ年の平均）より下げます。</p>
<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>

<p>(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行います。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>(4) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月制定）に基づきスチュワードシップ活動を実施し、実施状況をホームページで公表します。</p>	<p>(1) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行う。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(1) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p> <p>(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(1) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。</p> <p>また、加入者に対し、6月末日までに平成28年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>(1) 平成29年度に達成すべき加入推進目標の設定 20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を29年度末までに20%に拡大する目標の達成に向け、20%と28年度末の同割合の差に相当するポイント増加を目指す。そのため、都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組みます。</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>
<p>(1) 年金資産の運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行う。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行います。</p> <p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>(4) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月制定）に基づきスチュワードシップ活動を実施し、実施状況をホームページで公表します。</p>	<p>(1) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることと、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることとを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント（%）を年度計画に明記し加入推進に取り組み。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることと、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることとを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント（%）を年度計画に明記し加入推進に取り組み。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることと、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることとを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント（%）を年度計画に明記し加入推進に取り組み。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>
<p>(1) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>	<p>(1) 加入推進取組方針に基づき加入推進目標の達成に向け、「平成29年度にお</p>

<p>という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対すする働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。</p>	<p>り組みに当たったつての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。</p> <p>③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。</p>	<p>ける農業者年金の加入推進取組方針」を作成し、政策支援への加入を始め、若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にし、また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者や認定農業者等が参加する機会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレットの配布等を行い、適切な働きかけを行います。</p>
<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(3) 加入推進活動のリーダークラスの育成及び制度内容の理解の増進 地域における加入推進活動のリーダークラスとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進を図る。</p>	<p>(3) 加入推進の取組の効果検証 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、研修会参加者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、加入推進の優良事例の調査等により、必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証します。検証の結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。</p>
<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>(4) 加入推進活動のリーダークラスの育成及び制度内容の理解の増進 ① 地域における加入推進活動のリーダークラスとなる農業委員(加入推進部長)や女性農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の役員、認定農業者組織の役員等と対象とする加入推進研修会を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通じ加入推進活動の活発化を図ります。 ② 農業者年金制度の仕組みの解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した研修用テキストの見直しを行い、①の加入推進研修会等において活用します。</p>	<p>(4) 加入推進活動のリーダークラスの育成及び制度内容の理解の増進 ① 地域における加入推進活動のリーダークラスとなる農業委員(加入推進部長)や女性農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の役員、認定農業者組織の役員等と対象とする加入推進研修会を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通じ加入推進活動の活発化を図ります。 ② 農業者年金制度の仕組みの解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した研修用テキストの見直しを行い、①の加入推進研修会等において活用します。</p>
<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>(5) 特別重点都道府県等における特別活動の実施 加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成28年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県として指定し、当該都道府県の重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、重点都道府県の中で目標達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、他の重点都道府県よりも強化した特別活動を実施します。こうした取組により、重点都道府県の新規加入実績の前年度比を他の地域の平均以上とすることを目指します。</p>
<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。</p>	<p>(6) ホームページ等による制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレット</p>

<p>トを作成するとともに、新規加入の状況、青年リーダーの 声、加入者・受給者の声等必要となる情報をホームページ で発信します。</p> <p>② また、業務受託機関における効果的な加入推進活動を促 すため、①のパンフレット・リーフレットの他、効果的 な加入推進事例の情報、加入推進名簿の作成・活用の仕 方、市町村段階で取り組むべき加入推進活動をわかりやす く伝える動画等をホームページでのダウンロード等により 随時提供します。</p> <p>③ 平成27年度に会計検査院から受けた指摘を踏まえて適切な経 営移譲年金の支給を確保するため、待期者及び受給権者に対し、 わかりやすいパンフレットの提供、現況届・支給停止事由該当 届提出等の適切な手続きに係る情報の提供を行います。</p>	<p>② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推 進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホーム ページ等を活用して提供する。</p>	<p>トを作成するとともに、新規加入の状況、青年リーダーの 声、加入者・受給者の声等必要となる情報をホームページ で発信します。</p> <p>② また、業務受託機関における効果的な加入推進活動を促 すため、①のパンフレット・リーフレットの他、効果的 な加入推進事例の情報、加入推進名簿の作成・活用の仕 方、市町村段階で取り組むべき加入推進活動をわかりやす く伝える動画等をホームページでのダウンロード等により 随時提供します。</p> <p>③ 平成27年度に会計検査院から受けた指摘を踏まえて適切な経 営移譲年金の支給を確保するため、待期者及び受給権者に対し、 わかりやすいパンフレットの提供、現況届・支給停止事由該当 届提出等の適切な手続きに係る情報の提供を行います。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸 付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資す る。</p> <p>2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運 営費交付金債権残高の発生状況にも留意した上で、厳格 に行うものとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権に ついては、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者 に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債 権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p> <p>2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付 金債権残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルール に基づき厳格に行う。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、 すべての貸付金債権について、債権分類見直しを行い、これに 基づく適切な債権の管理・回収を行います。 また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評 価の見直しを行います。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 2億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れの遅延。 924億円</p> <p>2 （想定される理由） 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則 第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合にお ける短期借入金の限度額は、2億円とします。</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則 第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達 が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、924億円としま す。</p>

<p>独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>		
	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針          農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量に適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人員に関する指標          期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。</p> <p>(参考1)          期初の常勤職員数 75人          期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2)          中期目標期間中の人件費総額見込み 3,148百万円</p> <p>2 積立金の処分にに関する事項</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費          (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）          (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針          農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量に適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。</p> <p>(2) 人員に関する指標          年度末の常勤職員数を74人とします。</p> <p>(参考)          人件費総額見込み 652百万円</p> <p>2 積立金の処分にに関する事項</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費          (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）          (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>